平成２６年（フ）第３０号
函館市杉並町20番37号
債務者　須藤　吉廣
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第４０号
北海道松前郡松前町字朝日372番地の１
債務者　川村　善明
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第４１号
函館市港町３丁目５番22号　ダンディライオン２ＦＤ
債務者　高橋　美穂
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１８号
愛知県豊田市青木町５丁目69番地１　サンライト八百鮮１号、前住所愛知県豊田市岩倉町柿田１番地98
債務者　今村　政子
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１９０号
群馬県安中市中野谷2875番地７
債務者　遠間由利子
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１５７７号
埼玉県戸田市喜沢南１丁目８番13―507号
債務者　金子　慶子
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２号
さいたま市南区根岸２丁目16番23号　ハイブリッジ根岸107、旧住所さいたま市南区根岸５丁目１番９―205号
債務者　渡邉　直寛
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２号
埼玉県幸手市中５丁目11番９号
債務者　二方　利夫
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２７号
埼玉県川口市元郷５丁目25番８号
債務者　藤田　清美
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５５号
埼玉県川口市上青木３丁目８番16号　敬愛レジデンス３号棟105号
債務者　中山　まり
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６１号
埼玉県川越市清水町12番地10カーサ・フローラ101号室
債務者　寺澤　節子
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３号
埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野616番地　高田アパート３号
債務者　松本　　清
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第１５号
静岡県富士宮市朝日町３番７号、住民票上の住所静岡県富士宮市東町19番19号
債務者　豊田　　恵（旧姓小泉）
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第３８号
埼玉県ふじみ野市大井848番地２、前住所千葉県東金市東中島124番地11
債務者　新井　正義
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４６号
埼玉県狭山市大字水野454番地の10　牛窪第２コーポ101、前住所埼玉県狭山市大字水野439番地
債務者　高橋　一彦
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５５号
埼玉県所沢市大字牛沼418番地の２　若松荘102
債務者　水野みよ子
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１８号
群馬県伊勢崎市緑町８番10号
債務者　田子　敏彦
1　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係